

2015  
June



# CLIENT

H27.06.05 No.285



## 労働保険申告書の作成

- ・労働保険の申込及び費用について

P1

## CAからのお知らせ

- ・源泉所得税の納期（特例）
- ・スタッフの給与から差引く  
住民税（特別徴収）の金額変更

P2

## 明日へのヒント

- ・採用に関するアンケート集計結果

P3

## 明日へのヒント

- ・採用に関するアンケート集計結果

P4

## Q&A

- ・結婚・子育て資金の一括贈与とは？

P5

## 今月のひとこと

- ・遺言書の活用で失敗のない事業承継を

P6

## カイゼン歯科経営

- ・カイゼン歯科経営 その6  
定義付けを行う！

P7

### 同封物

- マンスリー・ワンポイント
- 請求書



税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部



労働保険の申し込及び費用について

弊法人に作成を依頼される場合は**6月15日(月)までに申告書をお送りください。**

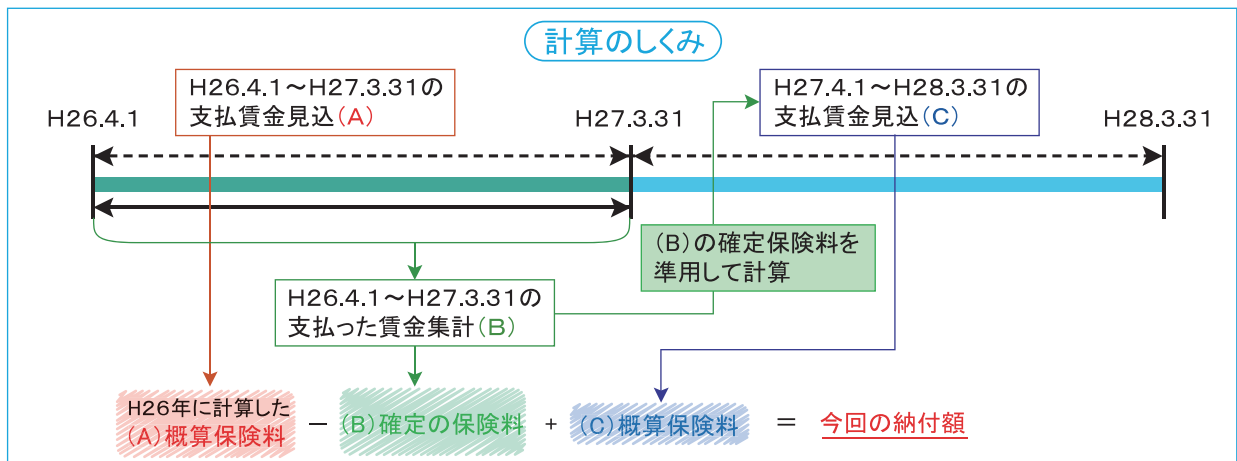
平成26年度の労働保険年度更新は、7月10日(金)までとなっております。7月10日までの間に前年度の確定保険料、当年度の概算保険料を計算し、申告・納付を行います。労働保険料等の算定方法は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに支払う賃金総額に、保険料率を乗じた額が保険料となります。費用については下記の一覧表をご参照ください。

費用一覧

	①	②	③
	CAが申告書作成	CAが資料作成、 労働保険組合等に提出	医院が計算、 CAでチェック
1名	3,000円	3,000円	2,000円
2名	3,500円		
3名	4,000円		
4名	4,500円	3,500円	2,300円
5名	5,000円	4,000円	2,600円
6名	5,500円	4,500円	2,900円
7名	6,000円	5,000円	3,200円
8名	6,500円	5,500円	3,500円
9名	7,000円	6,000円	3,800円
10名	7,500円	6,500円	4,100円
1人増ごとに	500円	500円	300円

注1 費用には別途消費税がかかります。  
注2 人数とは常時使用労働者数(申告書④欄)をいいます。

※ 医院で計算して申告する場合は、申告期限7月10日(金)に間に合うようご準備ください。



## 源泉所得税の納期（特例）

給与計算が終了しましたらすぐに給与データをお送りください

源泉所得税の特例納付を選択している医院は、1月～6月分を7月10日（金）までに納付する必要があります。

- 6月分までの給与支払一覧表
- 賞与支払一覧表（6月に支給する場合）

CA

H27

H28

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月

源泉所得税

源泉所得税

1月20日までに納付

7月10日までに納付

源泉所得税は毎月納付をお勧めしています。  
毎月納付をご希望の医院は担当までお知らせください。  
(給与の支給人員が10人以上の場合は、毎月納付となります。)



## スタッフの給与から差し引く住民税（特別徴収）の金額変更

スタッフの住民税について特別徴収となっている医院では、毎月の給与計算で住民税を差し引く必要があります。差し引いた住民税は、翌月10日までに医院が各市区町村へ納付します。

特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12か月を1年として区切られます。医院の給与計算では、毎年6月給与で徴収する金額が変わります。

H27

H28

6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月

住民税  
特別徴収

12か月

7月10日までに納付

納税通知書

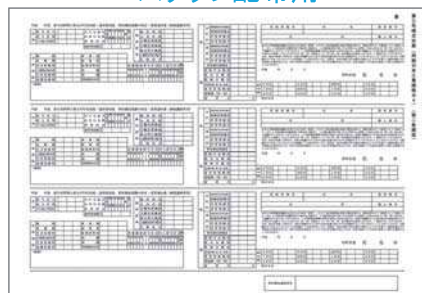
各市区町村から決定した税額の通知書が届きますので、金額を確認してください。

医院用とスタッフに配布する用の2種類の通知が届きます。スタッフに配布するものは一人分ずつ切って、給与明細と一緒に本人へお渡しください。

例) 医院用



スタッフ配布用



25 住民税

の欄にスタッフから徴収する金額を入力します。

給与計算入力画面							
保存		前月データ取得		基本名称			
給料計算入力一覧表				6月分		支給日2	
社員コード	1001	1002					
氏名	新宿 花子	渋谷 良子					
税区分/扶養/職位	税甲 0 衛生士	税甲 0 助手					
1	基本給	300,000	250,000				
2	特別手当						
3	親類手当						
4							
5	時間外手当						
6	賞与手当						
7							
8							
9							
10	勤怠控除 (▲)						
11	給与合計	300,000	250,000				
12	非課税交通費						
13	支給総額	300,000	250,000				
14	健康保険						
15	厚生年金						
16	年金基金						
17	雇用保険	1,500	1,250				
18							
19							
20	社会保険合計	1,500	1,250				
21	社保控除後の金額	298,500	248,750				
22	所得税	8,250	6,530				
23	特別減税 (▲)						
24							
25	住民税	9,800	7,700				
26	財形						
27							
28							
29							
30	控除合計	19,550	15,480				
31	差引支給額	280,450	234,520				
32	調整額						
33	調整後差引支給額	280,450	234,520				

採用に関するアンケート集計結果

医療事業部では、経営について様々なご相談を受けておりますが、その中でも、「いいスタッフを採用し、長く働いてもらうには、どうすればいいのか?」というご質問をよく受けます。

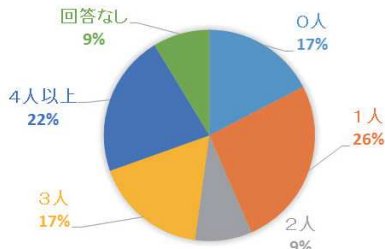
今回の「明日へのヒント」では、4月号で同封致しました「採用についてのアンケート」を集計いたしました。皆様の「経営のヒント」になりましたら幸いです。

Q1. 歯科医院の場所はどこにありますか?

- ◆東京23区・・・52% ◆東京23区外・・・28%
- ◆神奈川県・・・4% ◆埼玉県・・・2.8% ◆その他・・・2.8%

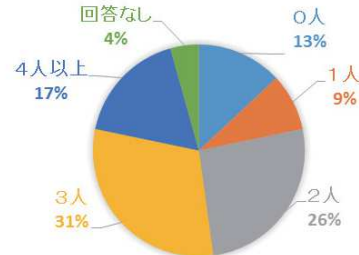
今回のアンケートにお答え頂いた先生方の医院は、約8割が都下も含めた東京都にあり、神奈川県、埼玉県と、続きます。

Q2-1. 歯科衛生士の人数を教えてください。



4人以上いる医院が22%ある一方、0人の医院も17%あり、偏りが見られます。

Q2-2. 歯科助手の人数を教えてください。



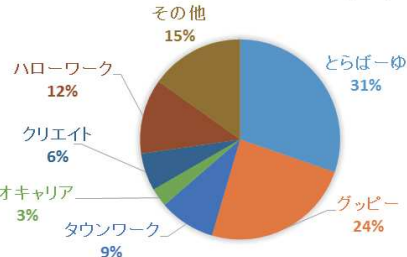
歯科衛生士よりも歯科助手のほうが、在籍人数が多い傾向にあります。

Q3-1. どのような方法で求人を行っていますか?



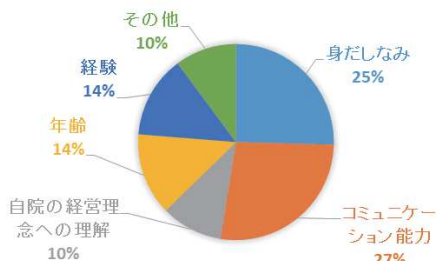
ほとんどの医院が求人サイトを利用しているのが伺えます。また、「その他」の中の75%が知人の紹介となっています。

Q3-2. 利用しているサイトは何ですか?



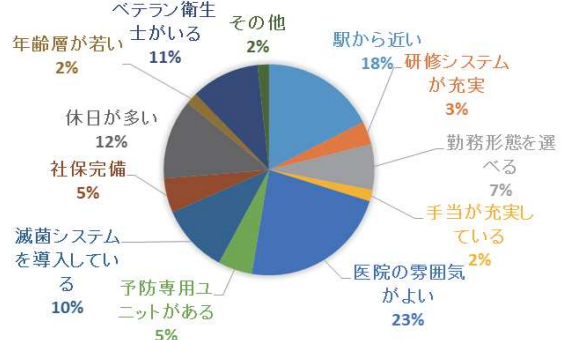
とらばーゆとグッピーが半数を占めています。

Q4. どのような部分を見て採用していますか?

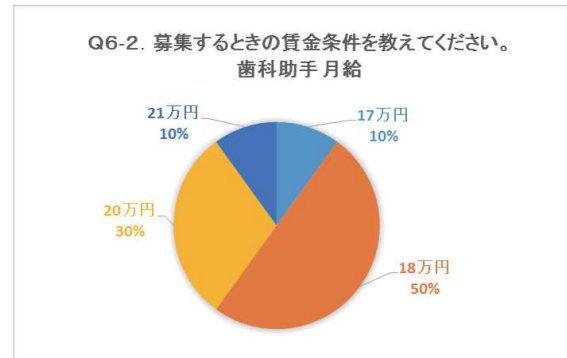
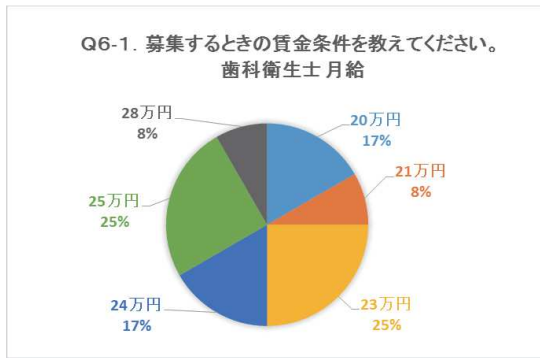


やはり身だしなみとコミュニケーション能力を見て採用しているようです。技術的な面よりも、人柄等素地の部分を見て採用されているのが伺えます。

Q5. 自院のアピールポイントは何ですか?



「医院の雰囲気」・「駅からの近さ」をあげている医院が多く見られます。最近の求人情報誌によく見られます社保完備はまだまだ低いようです。歯科衛生士の多い医院では、「研修システムが充実している」、「予防専用のユニットがある」または、「ベテラン衛生士がいる」などを自院のアピールポイントとしてあげております。「成長」が見える医院に歯科衛生士は集まる傾向にあるのではないかと感じられます。



歯科助手は18万円以上、歯科衛生士は23万円～25万円以上で募集をしている医院が多いようです。

Q 7. 歯科衛生士に最も望むことは何ですか？

- ◆コミュニケーション能力
- ◆理解力
- ◆医院づくりへの理解
- ◆人柄
- ◆学習意欲・真面目さ

やはり歯科医院は様々な年齢層の方がご来院されますので、患者さんへの思いやりをもった対応力が求められているようです。

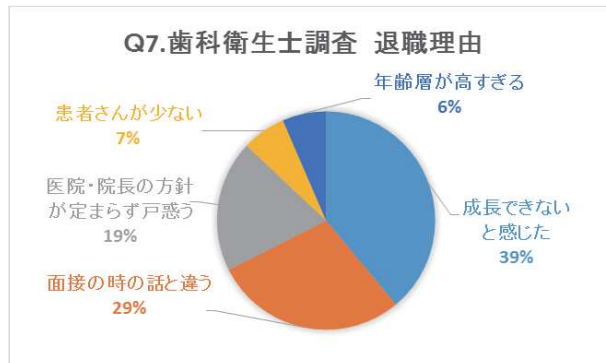
Q 8. 採用について困っている点を教えてください。

- ◆採用してもすぐに辞めてしまう
- ◆募集をしても、反応が薄く、コストがかかる
- ◆賃金をどう設定していいかわからない

募集をしても、応募が少なく、また、せっかく採用してもなかなか定着しない事に多くの先生方が悩まれています。

### ■では、何故定着しないのでしょうか？

下記は合同就職説明会に来場した歯科衛生士さんへ、退職理由の調査を行ったものです。（出典：アポロニア21）



4月号に載せたアンケートは学生を対象としたものでしたので、長く働く為に必要な項目について「教育制度」を挙げたのは5%だけでした。ですが、今回のアンケートは就業経験のある歯科衛生士さんを対象とされている為なのか、「成長出来るか」が、就業する上で重要視されているのが分かります。

また「面接時の話と違う（職場環境・福利厚生・勤務時間）」も29%を占めています。歯科衛生士さんのほとんどが女性であり、家庭環境が大きく変わる、又は時間を制限される方も多いため職場環境等への配慮を求める歯科衛生士さんは多いようです。

### ■人材確保と定着率の向上策としてどのようなものが考えられるでしょうか？

#### 欲しい人材の応募を増やす工夫

<募集効果を高める求人広告のポイント>

ホームページに右事項を載せる事により、より多くの情報を伝えられます。求人者が重視しているのは、「働きやすい環境なのか」、「その場所で（成長）が望めるか」ですので詳しく分かりやすく表示しましょう。次号、引き続きまして定着率アップを図る方法についてご紹介したいと思います。アンケートにお答え頂きましてありがとうございました。

1. 医院の雰囲気の分かる写真掲載
2. スタッフの人数が分かる表現・スタッフ全員の写真の掲載
3. 雇用後の研修体制の表示
4. スタッフ経験談の掲載
5. ホームページアドレスの掲載
6. 福利厚生に関する情報の掲載
7. 院内観覧制度の案内の表示

今後とも、歯科業界の現状についてお伝えする為、どうぞアンケートへご協力をお願いいたします。

## Question

「結婚・子育て資金の一括贈与」という制度が創設されたそうですが、どのような制度か内容を教えてください。

## Answer

結婚・子育て資金の一括贈与とは？

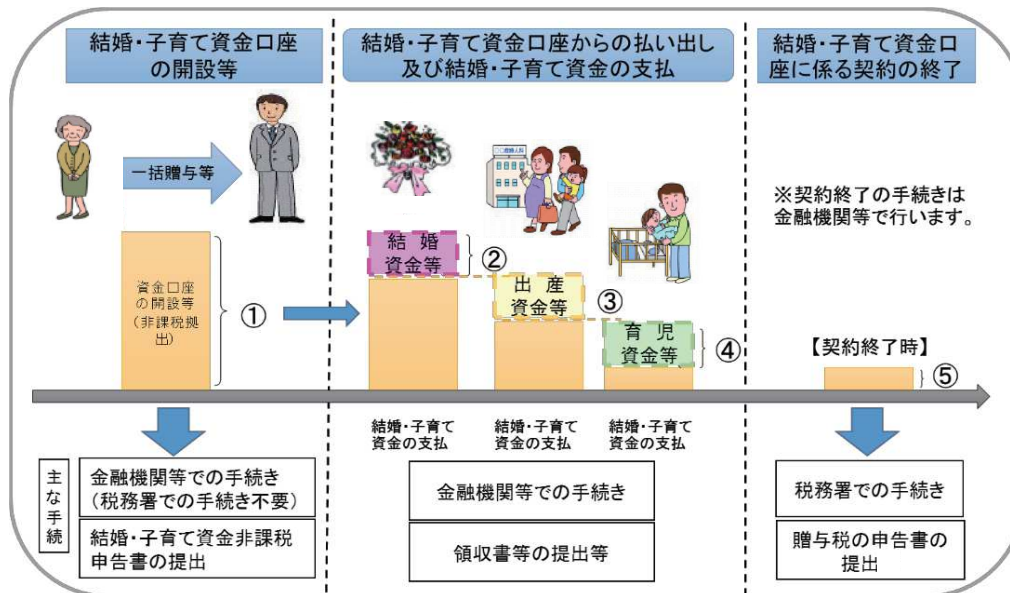
### 制度の概要

両親、祖父母等より、受贈者1人につき1,000万円（結婚関係は300万円）迄、結婚・子育て資金に充てた場合、非課税となる制度です。

### 制度の内容

対象期間	平成27年4月1日から平成31年3月31日迄
贈与者（あげる人）	親（父母）、祖父母、曾祖父母など、血の繋がった直系尊属
受贈者（もらう人）	20歳以上50歳未満の子、孫
非課税となる使途	婚礼費用、新居手配や引越費用、妊娠出産費用（不妊治療・分娩費用など）、子供の医療費、ベビーシッター費用など
契約終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受贈者の年齢が50歳に達したとき</li> <li>・贈与者が死亡したとき</li> </ul>

### 制度の流れ



### 贈与税の申告

通常は、金融機関の手続きで終了します。  
結婚、出産資金を出金した領収書を金融機関に提出することにより資金の払い出しがされます。  
残金については、贈与税の申告が必要となります。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部 糸井

## 遺言書の活用で失敗のない事業承継を

先日、日本歯科医師会から平成27年3月末時点の、会員年代別構成が公表されました。約6万5千人の会員の平均年齢は「58歳8ヶ月」で、年々平均年齢が上昇しているとのこと。平成21年3月末時点で、55歳10ヶ月であったことを考えますと、毎年6ヶ月前後伸び続けていて、7年で3年ほど伸びた計算になります。

この数字は歯科だけに限ったことではありません。帝国データバンクによると、中小企業の社長の平均年齢は、20年前にはおよそ55歳であったものが、平成26年には58.9歳まで引き上がっていて、歯科と同様に年々上昇しています。

経営者の高齢化の問題は、日本を取り巻く大きな問題になっており新聞紙面でも多く取り上げられています。経営権の承継だけでなく、創業から現在までに築き上げてきた財産を、「誰に」「どのように」承継させていくかは、経営者であればおのずと直面する問題であり、この点が円滑に進んでいないことが、社長や先生方の平均年齢を上昇させている大きな原因となっています。

日歯会員 年代別構成

	平成26年度末人数	
20歳代	47	(0.07%)
30歳代	3,208	(4.95%)
40歳代	11,966	(18.47%)
50歳代	21,019	(32.45%)
60歳代	17,316	(26.73%)
70歳代	6,628	(10.23%)
80歳代	3,729	(5.76%)
90歳代	828	(1.28%)
100歳代	30	(0.05%)
合計	64,771	(100.00%)
平均年齢	58歳8ヶ月	

引用：日本歯科新聞 平成27年4月28日

最近先生方から、「遺言書は作った方がいいですか？」というご質問をよくお受けします。結論としては「作った方がいい」とお答えしています。遺言書の種類やそれぞれのメリット・デメリットについては、次号以降で詳しくお伝えしていきたいと思いますが、遺言書を作成することにより先生方のご意志を反映させた相続が可能となりますし、ご家族間の「争族」も防ぐことが可能となります。

円滑な事業承継を行う為には、後継者の方に医院の土地や建物を承継させる必要がありますが、その他の親族の方々にも、その代わりになる財産を残しておかないと、「争族」に発展してしまう恐れがございます。ですから、遺留分を考慮した「遺言書」を作成する事が重要となるのです。

### ◆遺留分とは？

相続人に保証されている権利のこと。あまりにも相続人が不利にならないように、民法では、遺産の一定割合（例：法定相続分の1/2）の取得を相続人に保証しています。遺留分を考慮せずに遺言書を作成すると遺言書のとおり相続が執行出来ない場合がございます。

医院の円滑な承継という意味では、争いなく相続を終わらせる事も重要となりますので、お客様やスタッフを抱えている経営者である皆様こそ、一度ご検討してみてもよろしいかと思います。

弊社では、「遺言書」の作成のご支援もさせて頂いておりますので、ご相談等がございましたらお気軽にお問合せ下さい。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部 税理士 中川 義敬

「カイゼン」とは、人、物、設備、工程に関するムダを見つけ、排除していくことだといわれています。トヨタ自動車のカイゼンは有名ですが、どのような企業や医院でもカイゼンは大切です。今月のカイゼン歯科経営では、前回の「入社10日間の指導内容」とも絡む「定義」について、お話しします。

### 定義とは

物事の意味や内容、用法を他と区別できるように、言葉で明確に限定し自分と他の人々の間で共通認識できるようにすることをいいます。例えば、「カイゼン歯科経営その1」(280号)で述べた就業規則に関連の深い労働基準法には、「労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と規定されています。法律には定義の規定を置いているものが多いのですが、社会的な基準となるものですから、解釈や判断をする際に混乱を避ける意味からも当然のことです。

それでは、歯科医院における定義はどのように効果を持つのでしょうか。医院では定義は法律的な意味合いではなく、経営の効率化から考えるべきです。医院内の掃除方法、治療器具、治療材料、患者さんの導入、治療の手順、医院のルールなどを定義付けすることで、新入社員にも、分かり易く誤解や誤った判断を避けることができます。特にサービス業は製造業や販売業と違いがありますので、次に定義との関連についてみていきます。

### 具体的な定義付け

歯科医院が医療サービス業であることには異論がありませんが、サービスには4つの特徴があるといわれています。

- ①無形性 形がないため、治療前に患者さんに試してもらえない。
- ②非均一性 品質の標準化が難しく、術者によって差が出る。
- ③同時性 サービスの提供（治療をすること）と、サービスの消費（治療されること）が同時に進行する。
- ④消滅性 サービスは作り置きができないので、患者さんがこなければ治療はできない。



例えば、歯科医院に必ずある光照射器は、ペンタイプやコードタイプ、光源はLEDやプラズマなど、購入前にいろいろと試用することができます。このような物として視認性のあるものは、スタッフ全員で認識の共有化がしやすいので混乱は少ないのですが、メンテナンスなどは、無形性のためマニュアルの作成などで医院全体の共有認識が必要になります。そのため、まずメンテナンスという医療行為についての用語の定義が必要になります。さらには、その治療行為を構成する項目、例えばサリバテストやCRTテストなどもそれぞれの違いを定義付けし、医院ではどちらの用語を、中心に使うのかなども決定します。（つづく）

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部 税理士 谷 信洋

## Corporate Advisers

### ▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12  
NBF 赤坂山王スクエア 2F  
TEL：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

### CLIENT2015年285号

- 発行日：2015年6月5日
- 発行元：税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部
- URL：<http://www.co-ad-shinjyuku.com>
- お問い合わせ先：☎03-3224-2873



〈国内〉 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

社会保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズ

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A